

J T S U - E 申第 8 号
2 0 2 3 年 9 月 4 日

東日本旅客鉄道株式会社
常務執行役員 新幹線統括本部長 池田 裕彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

「新幹線電車における仕業検査有効期間の変更について」

2023年6月19日、新幹線運輸車両部より「新幹線電車における仕業検査有効期間の変更について」が発出されました。新幹線電車の仕業検査有効期間を、現行の「2日目に充当する連続する1運用が終了するまで」から「3日目に充当する連続する1運用が終了するまで」に変更し、対象編成は、E2系、E3系、E5系、E6系、E7系、E8系、E926形、E956形、実施時期は2023年9月28日としています。

輸送サービス労組は、申第32号「新幹線電車の仕業検査有効期間の見直し検討等に関する申し入れ」を提出し、本施策について会社と議論してきました。団体交渉では、直通している他会社の車両についても同様に見直すことを検討していること、コストダウンありきではなく安全が大前提であること、最繁忙期に対応できる体制としていくことなどを確認してきました。しかし、現場では分析結果については具体的に明らかになっていません。また、仕業検査本数が各車両センターでどのように変更になるのか明確ではありません。

昨今、仕業検査での消耗品取替も増加しており、有効期間見直しによりさらに増加し現場の負担が増えることが懸念されます。今後は北陸新幹線敦賀開業や山形新幹線E8系の投入などの新たな施策も控えています。このようなことから、現場社員からは、仕業検査の有効期間を見直しても大丈夫なのかと疑問・不安の声があがっています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 新幹線電車の仕業検査有効期間見直しの検討に伴い実施してきた検証実績および分析結果を具体的に示すこと。
 - ①形式毎のA故障・B故障の実績
 - ②仕業検査で発見された事象
 - ③摩耗品の取り換え実績

2. データ検証結果に踏まえて新幹線電車における仕業検査有効期間の変更を実施できるとした根拠を具体的に明かにすること。
3. 有効期間見直しにより「新幹線電車整備標準」を見直す項目を具体的に示すこと。
4. 有効期間見直しにより各新幹線車両センターにおける仕業検査本数の考え方がどのように変更になるのか明らかにし、各新幹線車両センターの仕業検査本数を示すこと。
5. 有効期間見直しや敦賀延伸による消耗品取替及び臨時修繕の対応が可能となるように、東京新幹線車両センターでの仕業検査体制(4名2班)を維持すること。
6. 今申し入れに対する回答及び団体交渉については、速やかに日程調整を図り実施すること。

以 上